



令和元年6月11日

平成30年度「建設業法令遵守推進本部」の 取組結果及び令和元年度の取組方針

～建設業における法令遵守を推進します～

北海道開発局においては「建設業法令遵守推進本部」（以下「推進本部」という。）を平成19年度に設置し、建設業における法令遵守の取組を強化してきたところです。

この度、平成30年度における推進本部の取組結果及び令和元年度における取組方針がまとまりました。

平成30年度の推進本部の取組結果及び令和元年度の取組方針における主なポイントは、以下のとおりです。

1. 平成30年度の取組結果

- ① 推進本部に寄せられた法令違反疑義情報等
 - ・ 駆け込みホットライン等への通報…延べ74件
 - ※「駆け込みホットライン」とは、推進本部に設けられた建設業法違反通報窓口です。
- ② 建設業者に対する立入検査の実施
 - ・ 立入検査実施件数…40件
- ③ 監督処分・勧告の実施
 - ・ 監督処分件数…0件、文書勧告件数…14件

2. 令和元年度の取組方針

- ① 建設業法違反にかかる調査・指導等の実施
- ② 関係法令等の周知
- ③ 「建設業取引適正化推進月間」（11月）の取組の充実
- ④ 消費税の円滑かつ適正な転嫁の周知

※詳細については、添付の資料をご覧ください。

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 電話（代表）011-709-2311

事業振興部 建設産業課 建設産業企画官 富家 靖隆（内線5898）

事業振興部 建設産業課 建設業適正契約専門官 渡辺 充（内線5893）

北海道開発局ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/>



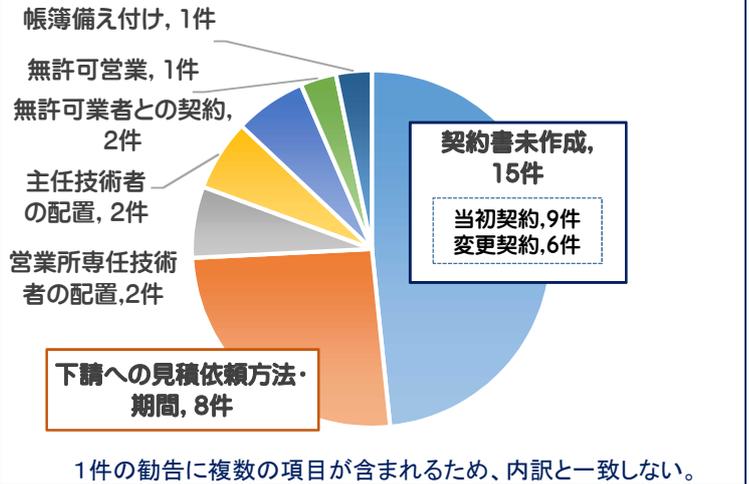
建設業法令遵守推進本部 取組結果及び取組方針(概要版)

平成30年度 取組結果のポイント

立入検査の実施

- 大臣許可業者 33件
許可業者数に対し約2割への立入を実施(H31.3.31現在許可数 168者)
- 知事許可業者 7件
北海道との合同立入検査を実施
- 監督処分 0件
- 文書勧告 14件

文書勧告の内訳



法令遵守 周知・啓発

- 建設業取引適正化推進月間(11月)における法令遵守講習会の実施
- 法令遵守の周知・啓発として、建設業法の守るべきポイントを取りまとめた冊子「建設業者のための建設業法」を配布するとともに、開発局HPでも公表
- 建設業法違反に関する通報窓口「駆け込みホットライン」と建設業に関する相談窓口「建設業フォローアップダイヤル」等での対応(74件)及び窓口の周知を実施

令和元年度 取組方針のポイント

法令違反にかかる調査・指導の実施

- 「駆け込みホットライン」などへの通報に基づく調査の実施
- 過去に行政指導を受けた者へのフォローアップ調査の実施
- 下請取引等実態調査(本省実施)における未回答者及び不適正回答者に対する調査の実施 等

建設業取引適正化推進月間の充実

- 関係機関と連携し法令遵守講習会を開催
- 北海道と合同で、知事許可業者への立入検査を実施

関係法令等の周知

- 大臣許可業者中心の周知から、大臣許可以外の建設企業も含め幅広く周知

消費税の円滑かつ適正な転嫁の周知

- 予定されている消費税率の引き上げに先駆け、下請取引における消費税の円滑かつ適正な転嫁が図られるよう周知

令和元年6月11日
北海道開発局

建設業法令遵守推進本部の取組について

北海道開発局は、平成19年度に北海道開発局長を本部長とする「建設業法令遵守推進本部」を設置し、年度ごとに策定する「取組方針」に基づき、元請下請間の契約手続の適正化など、建設業における法令遵守の推進に取り組んできたところであり、平成30年度の取組結果を以下に取りまとめる。

また、国土交通省が示した「2019年度建設業法令遵守推進本部活動方針」を踏まえて、令和元年度の北海道開発局「建設業法令遵守推進本部」の「取組方針」を定め、法令遵守のさらなる推進に取り組むこととする。

1. 平成30年度の取組結果

(1) 建設業法違反にかかる調査・指導等の実施

i 推進本部に寄せられた法令違反疑義情報等

「駆け込みホットライン」（建設業法違反通報窓口）や「建設業フォローアップ相談ダイヤル」等へ寄せられた法令違反疑義情報等は、建設業法に関する質問、相談等も含めて延べ74件であり、契約書・見積書の不備など建設業法違反に関する通報や代金の支払いに関する相談などが主な内容であった。

ii 建設業者に対する立入検査の実施

実施件数は40件

（国土交通大臣許可業者33件、北海道知事許可業者7件）。

〔内訳〕

- ・下請取引等実態調査結果等に基づく検査：26件
うち2件は下請取引適正化の観点から北海道経済産業局と合同で実施。
- ・法定福利費の適正な確保に関する検査：7件
- ・北海道知事許可業者に対して北海道と合同で実施した検査：7件

また、立入検査時に調査票を使用した労働災害防止に関する調査を実施しており、この中で「安全衛生経費の確保に関する調査」を行った。

iii 監督処分・勧告の実施

監督処分件数： 0件

文書勧告件数： 14件

契約書未作成等 15件（当初契約 9件、変更契約 6件）、下請への見積依頼方法・期間 8件、営業所専任技術者の配置 2件、主任技術者等の配置 2件、無許可業者との契約 2件、無許可営業 1件、帳簿の備え付け 1件

＊1件の勧告に複数の項目が含まれるため、内訳と一致しない。

iv 法令遵守を推進するための周知啓発活動

法令遵守を推進するための周知啓発に関する取組については、「建設業法令遵守ガイドライン」の趣旨を踏まえ、建設業法の守るべきポイントを取りまとめた冊子「建設業者のための建設業法」の配布、ホームページ等による情報提供、11月に開催した「建設業法令遵守講習」や、立入検査時における指導等を通じて周知啓発を行った。

また、「駆け込みホットライン」及び「建設業フォローアップ相談ダイヤル」についても、様々な機会を捉えて周知を図った。

(2) 「標準見積書」等の活用状況の確認

社会保険加入対策の一環として、社会保険加入に必要な原資となる法定福利費が下請取引において必要経費として適切に確保されるよう、法定福利費を内訳明示した見積書である「標準見積書」の活用状況や、見積において提示された法定福利費を尊重した契約締結及び支払がされているか等の状況について、全ての立入検査（40件）で確認を行った。

このほか、平成30年8月に、これまで建設業における社会保険加入の徹底の取組を行ってきた「建設業社会保険推進北海道地方連絡協議会（建設業許可部局（北海道開発局、北海道）、北海道厚生局、北海道労働局、日本年金機構札幌西地域代表年金事務所、建設業関係団体等により構成）」を、建設キャリアアップシステムの普及推進や適切な賃金水準の確保など、「建設業働き方改革加速化プログラム」における「給与・社会保険」の分野に関する取組も議題とする「建設業社会保険推進・処遇改善北海道地方連絡協議会」へ発展的に改組し、今後の社会保険加入対策や社会保険加入状況の情報を共有するとともに、更なる推進に向けて取り組んでいくことを確認した。

また、平成30年2月の「北海道建設業社会保険加入推進地域会議」で採択された「社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準」を遵守する「社会保険加入促進宣言企業」を引き続き募集し、宣言のあった企業について、随時、開発局ホームページで公表した。

(3) 「建設業取引適正化推進月間」（11月）の取組の充実

公正取引委員会、経済産業本省、北海道経済産業局、公益財団法人建設業適正取引推進機構と連携し、建設業者を対象に建設業法令遵守講習を以下の内容

で実施した。（平成30年11月2日）

- ・「建設業に関する独占禁止法違反について」
- ・「金属産業の取引適正化に係る取組について」
- ・「元請・下請間の適正な請負契約について」
- ・「建設業に関する各種相談窓口の紹介」
- ・「建設キャリアアップシステムについて」

（４）外国人建設就労者受入事業に係る立入検査の実施

平成30年度については、立入検査の対象となるものはなかった。

（５）消費税転嫁拒否事案に関する調査・指導の強化

令和元年10月に予定されている消費税率の引き上げについて、消費税の円滑かつ適正な転嫁が図られるよう、立入検査時に周知を行った。

なお、消費税転嫁拒否等の違反疑義情報はなかった。

2. 令和元年度の取組方針

（１）建設業法違反にかかる調査・指導等の実施

「駆け込みホットライン」及び「建設業フォローアップ相談ダイヤル」（以下、「各種相談窓口」という。）のより一層の周知を図るとともに、各種相談窓口等に寄せられる法令違反疑義情報に基づく調査、過去に行政指導等を受けた建設企業へのフォローアップ調査、本省が実施する下請取引等実態調査において未回答又は不適正回答の多い建設業者への調査を実施し、また、北海道開発局において法令上問題と認識する事案等に関して、不正行為を行っているおそれのある建設業者や繰り返し違反行為を行っていると認められる建設業者を選定し、立入検査を実施する。違反行為の確認及び適切な指導監督を機動的に実施することにより、違反行為の是正の一層の促進に努める。

なお、外国人建設就労者受入事業又は特定技能制度（建設分野での受入れに限る）については、当該事業を所管する本省建設市場整備課労働資材対策室との連携を密にしながら、当該制度の適切な運営に向け必要な対応をとるよう努める。

さらに、下請代金の支払いに関して、平成28年12月に「下請中小企業振興法に基づく振興基準の改正」等が行われたことを受け、下請代金はできる限り現金払いとすること等を追加し、平成29年3月に改訂された「建設業法令

遵守ガイドライン」を始め、告示や通知等の発出など建設業行政の動向について、立入検査時等様々な機会を通じて、その周知徹底に努める。特に下請代金の労務費相当分については、現金で支払うよう適切な配慮を求める。

このほか、社会保険加入対策の一環として、法定福利費を内訳明示した見積書である「標準見積書」の活用状況等について、立入検査等で確認するとともに、下請企業への指導も含め、社会保険加入を積極的に推進するため周知徹底する。

(2) 関係法令等の周知

これまで、大臣許可業者を中心に立入検査等の場を通じて建設業法をはじめとする関係法令等の周知及び遵守の徹底を促してきたが、大臣許可業者以外の建設企業への関係法令等の周知に取り組む。

(3) 「建設業取引適正化推進月間」(11月)の取組の充実

建設業の下請取引の適正化に関する普及・啓発を行う重要な機会であることから、推進月間の実施について幅広く周知を図るための広報に努めるとともに、北海道や北海道経済産業局と連携し、合同立入検査を実施する。

法令遵守講習については、公正取引委員会、北海道警察(暴力団対策)、厚生労働省(社会保険担当部局)、北海道等の関係機関と連携を強化し、内容の充実を図る。

(4) 消費税の円滑かつ適正な転嫁の周知

令和元年10月より消費税率が10%に引き上げられる予定であることから、これに先駆け、建設工事の下請取引における請負代金への消費税の円滑かつ適正な転嫁が図られるよう周知徹底する。